

平成 2 1 年 第 7 回

佐伯市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 1 年 第 7 回

佐伯市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

平成21年第7回佐伯市議会臨時会会議録目次

平成21年11月30日(月曜日)(第1号)

開会.....	6
1 市長(西嶋泰義)の発言.....	6
1 日程第1 議席の一部変更の件.....	7
1 議席変更表.....	7
1 日程第2 会期の決定.....	7
1 日程第3 議案の上程.....	8
1 上程議案一覧表.....	8
1 日程第4 提案理由の説明.....	8
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	8
1 日程第5 議案質疑.....	9
1 8番(佐藤元)の質疑(議案第133号・第134号).....	9
1 総務部長(川原弘嗣)の答弁.....	9
1 企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁.....	9
1 8番(佐藤元)の再質疑(議案第133号・第134号).....	9
1 総務部長(川原弘嗣)の答弁.....	10
1 企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁.....	10
1 8番(佐藤元)の再々質疑(議案第133号・第134号).....	10
1 9番(和久博至)の質疑(議案第134号).....	11
1 企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁.....	13
1 財務部長(三原信行)の答弁.....	14
1 9番(和久博至)の再質疑(議案第134号).....	15
1 財務部長(三原信行)の答弁.....	16
1 9番(和久博至)の再々質疑(議案第134号).....	17
1 企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁.....	17
1 財務部長(三原信行)の答弁.....	18
1 1番(後藤幸吉)の質疑(議案第134号).....	18
1 企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁.....	18
1 1番(後藤幸吉)の再質疑(議案第134号).....	19
1 企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁.....	19
1 25番(清家好文)の質疑(議案第134号).....	19
1 財務部長(三原信行)の答弁.....	20
1 25番(清家好文)の再質疑(議案第134号).....	20
1 財務部長(三原信行)の答弁.....	20
1 日程第6 討論、採決.....	21
1 3番(高司政文)の反対討論(議案第133号).....	22
1 27番(吉良栄三)の賛成討論(議案第134号).....	22

1	9番（和久博至）の反対討論（議案第134号）	23
1	6番（矢野哲丸）の賛成討論（議案第134号）	24
1	審議結果	25
1	日程第7 委員会提出議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）	25
1	議会運営委員長（河野豊）の説明	25
1	上程議案一覧表	25
1	審議結果	26
1	日程第8 会議録署名議員の指名	26
	閉会	26

第7回 佐伯市議会臨時会会議録（第1号）

平成21年11月30日（月曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	浅 利 美知子	20 番	後 藤 勇 人
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	小 野 宗 司
25 番	清 家 好 文	26 番	江 藤 茂
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香一郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西 嶋 泰 義	農 林 水 産 部 長	高 橋 満 弥
副	長	山 本 清一郎	教 育 次 長	江 藤 幸 一
副	長	塩 月 厚 信	消 防 長	伊 東 宇三実
教	長	分 藤 高 嗣	総務部次長兼上浦振興局長	石 田 初 喜
総	長	川 原 弘 嗣	総務部次長兼弥生振興局長	染 矢 隆 則
財	長	三 原 信 行	総務部次長兼本匠振興局長	汐 月 良 喜
企 画 商 工 観 光 部	長	魚 住 慎 治	総務部次長兼宇目振興局長	小 野 雄 司
市 民 生 活 部	長	白 田 茂 達	総務部次長兼直川振興局長	松 下 雅 史
福 祉 保 健 部	長	戸 坂 富 士 男	総務部次長兼鶴見振興局長	内 田 昇 二
建 設 部	長	酒 井 実	総務部次長兼米水津振興局長	福 泉 慶一郎
上 下 水 道 部	長	甲 斐 満 義	総務部次長兼蒲江振興局長	高 瀬 精 市

議事日程第1号

平成21年11月30日（月曜日） 午前10時00分 開 会

- 第1 議席の一部変更の件
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案の上程
 - 第4 提案理由の説明
 - 第5 議案質疑
 - 第6 討論、採決
 - 第7 委員会提出議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 第8 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 提案理由の説明
 - 日程第5 議案質疑
 - 日程第6 討論、採決
 - 日程第7 委員会提出議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第8 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開 会

議長（小野宗司） おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成21年第7回佐伯市議会臨時会を開会いたします。

開議に先立ち、御報告申し上げます。

認定第3号議案につきましては、本日の決算特別委員会で、諸般の事情により再審査するとの議決がありましたので、議事日程に掲載しておりません。

この際、おはかりいたします。

市長から、特に発言の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、これを許可いたします。

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） このたび、職員による公金の使途不明金について市民の皆様におわびをしなければならぬ事態が判明しました。

その内容は、平成20年度に建築確認申請の際の手数料を着服したものの、及び本年度になって消防本部で管理している消防団運営費の不正着服が発覚したものです。

このような不祥事を起こし、市民の皆様方に多大なるご迷惑をおかけし、また市政に対する信頼を、著しく失墜させる自体となりましたことを心よりおわび申し上げます。

今後は、全職員に対し、公務員としての倫理の確立、服務規律の遵守と綱紀肅正の徹底を周知するとともに、特に公金の取扱いについては、再発防止に向けて現金や調書等のチェックなど管理体制の強化を図ってまいります。

二度とこのような不祥事がないよう再発防止に努めるとともに、信頼回復に向け、努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

議長（小野宗司） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 議席の一部変更の件

議長（小野宗司） 日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。

会派構成の変更に伴い、議席の一部を変更いたしたいと思えます。

その議席番号及び氏名につきましては、お手元に配布のとおりであります。

おはかりいたします。

お手元に配布のとおり、議席の一部を変更することについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれ御着席ください。

議 席 変 更 表

変更前の議席番号及び氏名	変更後の議席番号及び氏名
19番 清 家 好 文	25番 清 家 好 文
20番 江 藤 茂	26番 江 藤 茂
25番 浅 利 美知子	19番 浅 利 美知子
26番 後 藤 勇 人	20番 後 藤 勇 人

日程第2 会期の決定

議長（小野宗司） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日30日の1日間と決定いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第131号から第134号まで、計4件であります。

平成21年第7回佐伯市議会臨時会上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第131号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第132号	佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
第133号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について
第134号	財産の無償貸付けについて（旧小野市中学校校舎）

日程第4 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本臨時会に上程されました議案について御説明いたします。

議案第131号「佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正」、議案第132号「佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」及び議案第133号「佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正」につきましては、平成21年8月11日に行われた人事院の勧告にかんがみ、市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当を特別職国家公務員に準じ減額し、並びに職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに時間外勤務手当の支給割合を国家公務員に準じ改定しようとするものであります。

議案第134号「財産の無償貸付け」につきましては、企業誘致により地域経済の活性化を図るため、旧小野市中学校校舎を株式会社イベントホライズンに無償で貸し付け、あわせて株式会社九州テクノソリューションズへの転貸の承認をすることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。
なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 引き続き、議案に対する担当部長の詳細説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時47分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第5、議案質疑を行います。

議案第131号から第134号まで、以上4件を一括して議題といたします。

議案第133号及び第134号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） おはようございます。8番議員の佐藤元であります。今回、議案に対しまして133号、134号について質疑をいたします。よろしくお願いいいたします。133号につきまして、平成21年8月11日に行われた人事院の勧告に沿って職員の給料月額、期末手当等の改定を講じたいということではありますが、給料月額の引き下げは見送り、期末手当のみの引き下げを考えられないのか、市長に問うものであります。134号につきましては、旧小野市中学校校舎の貸付けについて敷地建物の維持管理はどうするのか敷地についてはただ今の契約書案の中で借り主がやるということを書いてありましたが本手が管理するとなると年間どのくらいの予算を見ているのか。建物についてのメンテナンスが掛かるのではないかとということが考えられますのでその答弁をいただきたい。よろしくお願いいいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。佐藤議員の今の質問、職員にとって非常に有難い質問であります。ただ地方公務員法24条の中に、職員の給与はその職務責任に応ずるものでなければならぬと、それから職員の給与は生計費に、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の事業従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないということで例年通り人事院勧告によって職員団体との交渉をして決定しております。人勤も今回は一応マイナス勧告ということになりますけどこれからどうなるかわかりませんが、また上がる時もあるし、またそのときはまた上がるように、今回は他市と同等のまあ人事院勧告と今までの国に準じた改定を行ってきておるということであります。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 旧小野市中学校の貸付けについて敷地建物の維持管理はどうなるかということですが、基本的には無料で貸付けるといふような形にしたいと思っております。で貸付けるといふことになっておりますので基本的に維持管理はあちらの管理ということになります。企業側の管理ということになります。敷地につきましても一定の草刈り等につきましても向こうの責任で行うということでもあります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 133号についてであります。先般県の方も人事院の勧告により、引き下げを行っております。この場合期末手当については皆さんと同じであります。職員の給与月額を下げると同時に特別職の月額も下げられております。やはり、特別職は下げないで、この職員だけの給与月額を下げるといふのはやはり考えるべきではないかと、同じこの地方公共団体でやっていく苦しみの中で職員、一番働く職員だけを下げると、ということについては私は反対でありますし、期末手当について下げるといふことについては致し方ないと皆さんが特別職もみんな同じ苦しみを味わうのであるなら仕方のないことかなと考えますが、県庁に見習って職員が下げるのであれば知事も一括して私どもの給料の下げましようということでもありますのでそのへんはやはり市長が上から言われたからやるというだけでなくやはりこの

市もやはり市長も先頭に立って皆さんのことを考えていただきたい。まずは今回はこの給料の月額引き下げということは切に見送っていただきたいと、それは月額600円程度でしょうからいいではないかというふうな考え方もあるかと思いますが最近の不祥事、給料が下がっていく、期末手当が下がっていくやる気のない職員が出てきておるのではないかなと危ぐされることがありますのでこのことについて真剣に考えていただきたいと思います。それから134号についてであります、これは借りた方がやることであります、先般から私聞いておりますけども、建物メンテこれは借主ができますか。貸主がやるべきであって、借りた者があの大きな建物をですね、もし水が漏れ出した、雨が漏れ出したということについてどこかということになるとやはり総合的にね、あの大きな建物のメンテは無償で貸し出して企業誘致をするのであればなにかの便宜を図るという事でしょうからそういうところもはっきり決めて、後でトラブルのないようにまあ年間の何年間に一度のメンテはやらなければいけないということについてはやはり予算を組むべきであろうし、そういうふうな計画のもとにやっておかないと事後、事故になるのではないかという気がいたしますのでもう一回よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。今、県の方ということでありましたけど、県も特別職はやってないという事でありまして。職員の場合は先ほど申しましたように人事院勧告によってもうずうっと例年やってきておりますし、先ほど言いましたやはり上げるときには上げてもらうという立場であります。まして今回のマイナス勧告についてはやはりこれを現状維持とか、今の情勢からいって恐らく受け入れてもらえないんじゃないかと思っております。それからまあ市長は今現在15%カット、副市長については10%カットしております。そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大規模なものといいますか、床が落ちたとかですね壁が落ちましたとか、そういうことを想定しておられるのかなと思いますけども基本的には、今回議決が行われましたらですね若干雨漏りしている所がありますので、そういった所の修理。それから玄関のガラス等が割れておりますのでそこを直す。それから電気水道が使えるような状況にするということはやっていると思いますが、基本的に確認事項等で屋上の防水工事等ですね確認しまして、その中で契約締結後周辺の植栽の管理がありますとか通常の校舎の管理については企業側の責任で行っていただきたいということで確認書を交わしております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 133号につきましては、人事院の勧告であるのでやらなければいけないことであろうと思いますが、そこらは地方の公共団体でありますので長が考えるところでもなんとかなると思います。管理職が下がるということには私は大賛成でありますけども職員の今から入ってこられようとしている職員、それから中堅ところで生活基盤を作っている職員に対してはですね、あまり給料の下げる、上げることはいいと思いますが、あの下げることについてはやはり考えるべきではないかと、国に反発してもいいんじゃないかなと思っておりますのでこのことについてはよろしく考えていただきたいと思います。それから134号についてはこれは区別をしてちゃんと大修理は市が行うとか、何万円以上については市

が管理するというを契約書に明記するべきではないかなと考えますのでそのようにお願いしたいと思います。以上で終わります。

議長（小野宗司） 佐藤議員の議案質疑を終わります。

次に、議案第134号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

9番、和久博至君。

9番（和久博至） おはようございます。9番議員の和久博至です。議案第134号について御質問いたします。まずさっき提案理由の説明があったときにいろいろやりとりがあったんですけども、ここでは何も議事録に残りませんので、きちんとして聞いておきたいと思います。先ほどから質問した中で非常に分からないのが、今度入ってくる企業がどのような企業かというのは私にはまったく分からない状態におかれているんです。区長さんたちが行かれたといいますけど区長さんたちは分かっているかもしれないですけども私には分かりません。じゃあ市の方は分かっているんですか、市は行ってないですね、どのような企業なのか、どこにあるのか分からないような事態になっているわけですね。まず、県の言うままにこれを出してきたというんですけども、第一にお聞きしたいのがこれは県の企業誘致なんですか、それとも佐伯市の企業誘致なんですか。そこを明確にしてほしいと思います。責任の体制がまったく違ってきますから。次にこの企業の事業規模とか実績、これは全員協議会では、話さないように県の方から言われたということで止められたわけですね私もその時に聞いたんですけども、これだと一体どういう会社が入ってくるか分からない状態におかれるわけですね、特に、この契約に出てこない企業、つまり転貸借という形で借りる企業ですから表に出ないわけですよ。そこで非常に重要な、会社がどういうのかというのが非常に重要な要素になってくるんですけども、お聞きいたします。この会社はどのような事をしている会社なのか、いわゆるテクノとか、コンピューター関係とかという話は聞いてるんですけども、もう少し具体的に私たち市民に分かりやすいように説明してください。そして売上高、取引等、資本金等、そのようなものを、きちんとして説明してほしいと思います。全協では伊藤忠との関係があるというふうなことを申されました。伊藤忠というと、まったくもうこれ日本を代表する企業になってくるわけですよ。まったくその二名いるような会社、七名いるような会社とはまったく、格が違って来る、格どころかももう桁が違うわけですよ、それがバックにあるのかなのかというのは非常に重要な要素になってくるわけですよ。どの会社なのか、どの会社もそうなのかをきちんとしてほしいと思います。そして関係があるとしたらどのような関係になっているのかを説明してください。私がもう一番疑問に思っているのが実はこの会社、テクノソリューションズという会社がですね、できたのが先ほどお聞きしますと7月なんですよ。ところが企業誘致の連絡があっているのが6月なんですよ。県の方から企業誘致の説明があったのは6月ですよ。その後でできた会社ですよこれ、あわてふためいてできた会社になっているわけですよ。だから県はこのような会社をもともと想定してやってきたのかということが第一に問題になる。しかもこの会社どこを選んで会社を設立したのか、まさに博多駅前の一等地でしょ。博多駅前の一等地にこれ居を構えているわけですよ、その会社が何で田舎に行きたいなんて言い出すんですか。ここがまったく私には理解できません。まだ設立したばかりでしょ、今一生懸命、自分の仕事で一生懸命になっているはずなんですよ。まさにこれから軌道に乗るかどうかということをもっといけん段階にあって、佐伯に行きたい、田舎に行きたい。佐伯だけじゃなくって、大分県の田舎を全部

調べ上げたということですよ。私は行ってきました、行ったという所に、大分医科大学の近くといいますけどあれ山の中ですよ。ほとんど何もない民家、人家は全然ない所に校舎が建っているもう廃校になっている。それはわずか6教室ぐらいしかないですよ、非常に小さな所です。ところがここと比べて向こうがいいといっていたのにいつの間にかここが変わった、だからその担当者は私の所はいい、いいと言いつたのにいつの間にか佐伯になっているという状況なんですよ。田舎にあこがれているのか、街にあこがれているのか、本当に九州の大都会のど真ん中ですよ、博多駅前ですから、そこに希望してきたところがもう7月から8月の段階でもう佐伯に行きたい。まったくこの意図が理解できんのですよ。その説明をお願いいたします。なぜ佐伯に来たのかということですよ。次にこれも本当だったらもう一つ一つやれば分かりやすいんですけども、総括になってますから次まで全部入ってきますけども、次に問題になるのが、転貸借という事ですよ、つまり契約を結ぶのはホライズンの方でこのテクノソリューションズは後から入ってくる会社、契約書の中には何として出てくるかといいますと義務者として出てきてないんですよ、何として出てくるかという、これは連帯保証人ですよ、しかもこの建物連帯保証人なんか結ぶ必要なんかどこにもないですよ、ただですから。お金は一銭も使わないのになぜ連帯保証人が出てくるんですか、そこがまず理解できない点で、この転貸借について議会の議決が必要なのかどうか、不用だとすると提案した理由はなぜなのか、そして他の参入企業はこれから続々入ってくると言ってますけども、それはどのようにするつもりなのか、そこをお聞きしたいと思います。次に丙が転借人という立場にはここ今言ったようになってないわけですよ。これは連帯保証人という立場になっているわけですよ。そのような形で契約が成立するのかどうか、それだったらここに丙が、ソリューションズが転借人として入りますという形にして、同じような義務を負うとすればいいだけの話だと思うんですよ契約書に。契約書の中に一切丙が出てこない、そして連帯保証人として出てくる。ちょっと理解できないんですけどね。これで契約が成り立つんかどうかちょっとお聞きしたいと思います。次に土地の貸借についてなんですけども、これはさっきお聞きしたとおりなんで、範囲を明確にするために図面の提出を求めるといのでこれ出てきたのがこれですよ。先ほど出てきた図面ですけども、どこから入るのか、ここが不明になってくるわけです。貸してる位置が特定しているだけにどこから入るのかそして体育館あるいは運動場あると思うんですですよ、そこでみんなが使う道路というのは一体どの部分なのか、共有部分はどの部分なのか、それを特定していないと、この土地賃貸契約は結べないと思うんですよ。そこを特定しなくていいのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。普通はこれ建物を貸したりすればいい話だと思うんですよ。そこに空き教室があってそしてそれを貸すと、だから土地まで貸す必要なんてないわけですよ、実際由布市はどうしているかという、底地を貸すなんてのは一切ないですよ。由布市の場合は一教室2万円でやりますと、こういう話しなんです。何教室かあります。じゃあ市の条例に従っていくらになりますと。こういう形で話しをもっていくんですよ。そして話していく中で企業誘致の話が出ればその企業誘致条例等を使ってここを減額する等の話が出てくると、いうことになるんですよ。ところが佐伯市はまったく違って底まで貸してやる。そこで非常に大きな問題になってくるんが、まあどうして貸すんかということなんですけども、この場合非常に大きな問題になるのが借地借家法の適用があるのかどうかということなんです。ここについてお聞きします。もしないとしたら、なぜないのかその法的な

根拠をお願いいたします。さらに丙に転貸する理由というのは一体どこにあるのかそこをお聞きします。よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず最初に、県の企業誘致か、市の企業誘致かということでありませぬけれども、基本的には企業がですね立地を行おうというときには、まず県に話しが行きまして、それで適地を探して県の方から適地の当該市町村の方に声を掛けていくという形になっております。佐伯市の場合もそういう形で今年の6月に県の方に企業の方からお話がありまして、それに基づいて県の方は適地をいくつかリストアップしてその適地をまわっていったという実態です。なぜこうした田舎なのかということですが、基本的にはこういった業界は、回線とコンピューターがあればどこでも仕事ができるというのは基本にあるかと思えますけれども、まずそうした本業のほかにはですね、農業へのIT活用ができないかといったこともですね、考えていきたいということで農業への企業参入も考えているので、できたら農村部に移りたいんだということで、県の方が適地を探したわけでありませぬ。その結果ですね、まあ小野市中学校や中浦小学校等もありましたし、先ほどの庄内の方にもありましたし、11か所ほどの適地を探してそれをつぶさに見ていったという経緯はあります。ですから県か市かといわれますと、窓口は県ですが、一体になって誘致を獲得してきているという状況だろうかと思います。それから二つの企業の事業規模、実績ということですが、まずイベントホライズンの方ですが、先ほど言いましたように、平成14年に設立しております。業務内容ですが企業や官公庁などのコンピューターネットワーク構築や保守管理、これは特にセキュリティの部分であります。それからセキュリティにつきましてはですね内容はですね、コンピューターシステム自体に講じられる対策、その他パスワードの定期的な変更や、無停電電源装置の導入、それから重要なデータの定期的なバックアップ、それからアクセス制限、そういった人的対策などの設定作業等が入っておりますしそれにまあ、メンテナンスも入っております。今一つはネットワーク技術及び機器、これはあのアプライアンスといわれるもの、だそうなんです。大変申し訳ない、私あのこういう方面にあまり明るくないもんですから、うまく伝わるかどうか分かりませぬけれども、アプライアンスといえますのは、特定の企業に特化したコンピューターでしてこのソフト、あるいはその機器等の開発ですね、それがあります。こうしたアプライアンス機器といえますのは従来のパソコンやワークステーションのような汎用性は持たないんですけれども、操作が簡単で信頼性が高く、価格も安いという意味で注目されている機器であります。それからネットワーク関係ソフトの開発です。イベントホライズンはそうした内容なんですけれども、今一つの九州テクノソリューションズの方もですね、ほぼ同様の内容になっておりまして、東社長の仕事の仲間であった大河平さんが新たに会社を設立したという形になっております。主要な取引先ですが先ほども言いましたように、企業にとりまして情報は心臓部に当たりますので、この取り扱いについては大変今ナーバスといえますか神経質になっております。どここの取引先はここですよというのが明らかになりますと、サイバーアタックとかクラッキングあるいは不正アクセスといったものが格段に増えるそうであります。ですから取引先の方が、発注者の方がどこどこ取引がありますということをお知らせすることについてはかなり抵抗を示すという現状があります。それでイベントホライズンの方の主要取引先につきましては、相手先の了解を得るという作業を行いました。一応売上の7割を占めておりますのは伊藤忠、

テクノソリューションズ株式会社ですね、それとシーティーシー・エスピー株式会社この2社についてはこういうところで公表してよしいかという打診をしまして了解をいただきました。それから売上ですけれども、これは2,600万円です。金額的には大変小さいと思います。それから九州テクノソリューションズもですね、ほぼ同様なんですけれどもこうした会社といいますのは、大手が一定のソフトを外注しますときにですね、建設業のように例えば下請け、その孫請けといったような形でパーツずつソフトを開発したりしまして、それを合体して使うというようなことも数多く行われてるみたいであります。その中にイベントホライズンの業務と一緒に手伝ったりですね、ということで会社を立ち上げております。後なぜ佐伯に来たのかということでしょうか。これはあの私とその企業の方でないのなぜと言われましてもなかなか厳しいところがあるんですけれども、お話がありましたようにですね十幾つの中から最終的に狭間と佐伯市という形になりました。企業の方はですね、狭間の方の校舎が木造校舎なもんですから、そうした田舎で仕事がしたいというイメージにぴったりだったということで狭間の方にかなり傾きました。ただ佐伯の方がですね、取組を大変評価していただきました。と言いますのは、大概のところはですね行きますと担当者が一人か二人で対応していたらしいんですけれども、宇目はごらんのとおり過疎の町ですし高齢化が進んでおりますので、地域の人たちもですね一緒になって対応してくれたということですね。それから私も企業誘致、もちろん行きましたし、財政の方も管財の方に傷んだところはないのかとできるだけ迅速に調べるという体制もとりました。それから振興局の方もできることなら企業が来るんだったら、宇目の中に住んでほしいということで、空き家調査等も早急に実施しまして、ここに住めますという情報も早期に提供しました。そうした活動の中で何度か、現地を見に来てるんですけれども一度来て、次回にはそれにちゃんとこたえられる体制をとるという対応が評価されたということ。それからこうした企業にとりましては、大変零細な所ですから、地域、農村部で受け入れられるかということを大変気にしておりましたが、特にまた地場の地域の議員さんたちが努力していただきまして大変温かく迎え入れるという体制をとっていただきました。それが一番企業の方の気持ちを動かしたのではないかと考えております。その中で先ほども言いましたけれども、区長会でせっかく外に向かって見学旅行するので、この会社も訪れようということで区長会で会社訪問もしたという経緯があります。そうした一連の積み重ねが誘致につながったんであるうと思っております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 私の方からは3、4、5につきましてお答えいたします。まず一点目の転貸借に掛かる議会議決の関係でありますけれども、これにつきましては当然、貸付物件の転貸につきましては、市長の事前承認があればという形でこれまでも進めてきておりますけれども今回、通常の貸付けではなく企業誘致という観点もあつたんですけれども特別に議会の承認を受け、無償で貸付けを行うという物件でもありますし、そういう点で議員さんにも御理解いただきたいということで議案としてあげたところであります。それから今後につきましてもですね、企業が進出してくる予定がございますので、その都度、事前に議会の承認をいただきながら誘致を進めてまいりたいと考えております。当然、議会の議決がなければそれもかないませんので、そういう手続を踏みたいというふうに考えております。それから、丙の転借人の関係ですけれども、これは当然2社の方から出発してきた話してありまして、本来、2社との契約が望ましいんですけれども、イベントホライズンの方が先行して入って

来ると、九州テクノソリューションズにつきましては何日かあるいは何か月か遅れて入って来るとなりましたので、基本的に契約書につきましてはイベントホライズンという形にし、連帯保証人という形での位置づけをさせていただきました。これは契約として成立するかという部分につきましては、私どもとしては保証人という形をとりました関係上、そのほうがベターだというふうに考えております。土地の貸借につきましては、先ほど函面の関係で少しお答えをしまいましたが、校舎あるいはグラウンド等に入る進入路が何箇所もございいます。会社の方も校舎の裏側に駐車場を設けておりますけれども、地域の住民も通ったり、グラウンドの中を通ったりと共有する部分もございいますので、改めて特定していないということであります。先ほどから言われております土地までその貸すのかという部分であります。先ほど由布市のお話もございましたけれども私どもの方としましては、財産規則に基づきまして、土地建物の貸付料の基準を設定しております関係上、そこを出発にして基本的に建物も土地も有償なんだということが大前提の中で話を進めてきた経緯があります。そこで企業誘致という部分が甚大でございいますので、建物につきましては無償、土地につきましても基準に従って企業と協議をする中で金額も設定してきたというところがございます。それから、これもまだ契約をしておりません土地につきましてはですね、今後、丙の転貸の部分これもあの建物と同様に承認という形が望ましいいんではなかろうかという形で、今の時点では考えております。したがってこの議会の議決後、土地については契約を締結する形となっております。ともに建物につきましてもこの時点では仮契約という形でこの議会議決後、本提案という形になるかと思っております。次に借地借家法の関係でございいますけれども、非常にこの部分につきましては時間的な制約もあって十分調査できませんでしたが、建物につきましてはですね、通常使用貸借であっても借地借家法の保護を与えていないというような解説書がございます。借地法や借家法による保護を与えられていないと、だから適用なしと。土地につきましてもですね、借地借家法の第2条に定義がございますけれども、建物の所有を目的とする。という言葉がございますので、目的とする地上権又は土地の賃借権という形で借地権になっておりますので、建物の所有を目的とするという部分ではありませんのでここにも触れないと、該当しないというふうにとらえております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっと量が多いんでなかなか難しいんですけども、佐伯市に近い理由というのが私が今根本的に質問したのがですね、7月の段階で新しく設立するので一等地、超一等地を選んでそこに設立した。まさにそこが便利がいいからだと思うんですよ。2名しかおらん会社がまたもうその1か月せんうちに佐伯にという、しかもこれ話しが前でしょ、逆でしょ。6月の段階でもう話しがきとるわけでしょ。だからその会社が全くどうなっているか分からない部分なんですよ。そこはお答えいただきたいんです。もし分からなかったらそこは調べるのが本当じゃないんですか。つまり企業誘致の話しがあった後にできた会社ですよ。途中から加わるとるんですこれ。途中から加わって来てあたかもパートナー会社として非常に重要な位置づけをもっている。そうだとするとこれ貸借にかかわりますからね、どういう会社なのか分からんで入れるということなんですか。例えばもし、極端な話しをすれば、暴力団だったらどうしますか。つまりそのところの調査というのは、きちんとしないと大変な失態を起こす可能性があるわけですよ。だから、今住所もまだ不明、不明だったわけですよ。逆に言えば私からすればね、前出てきたのが博多駅前ですよ、今回二つ出てきとるわ

けですよ。今回二つ出てきているのは、土地と建物全く別々になっているわけですよ。博多駅前南、もう一つが博多駅南、つまり住所すら特定できないから確認しようがないですよ。そういう状態で、ここに議案をもってきている。だからもう少しきちんとして出してこないといけんと思うんですよ。先ほどもこの借地借家法についても、まだ本当によく調べてないから分からんという、だけどこれ非常に大きなものになりますよね。借地借家の適用があれば、これ30年間貸さんといけんように義務づけられますよね。しかも建物でもこれは正当な理由がないと出てくれと言えんですよ。そういう状況になるわけですよ。だからもっと調べんといけんのじゃないかということなんです。1点はそのこのところ、もっと調べんといけんのじゃないかということについてお聞きしたいと思います。もう1点はその転賃借なんですけども、この契約の内容が分からんと承諾しようがないんですよ。つまり、借りているのはだれかという正にイベントホライズンなんですよ。そこしか義務を負ってないんですよ。そこが貸すことについて、この契約書は何といっているのか、これ承諾がないと貸せませんよと書いておるわけなんですよ。その承諾するのはだれがするのか、市長ですよ、それを議会にゆだねるんですか。つまり責任の転嫁なんですよ。議会が承諾する事項というのは、市長と議会と一体となって始めて成立するんですよ。ところが議会の承諾が必要ないこのような案件においてはもうそちらが決めてしまって、それで成り立つんですよ。それを承諾するんだったらこの中に契約書の中に入れて私たちに掛けてくるのが本当じゃないですか。だからこの点についてもきちんとして出してほしいと思うんですよ。つまり先ほどから言うように相手方は借主だけなんですよ。第三者については、一体どのような契約を結ぶか分からんのですよ。貸してしまえばあそこは一教室、二教室でいいわけですよ。後、残りの会社は自由でしょうその残りの教室は、それを貸し付けるわけですよ、いくらで貸し付けるか分からんですよ。例えば佐伯市が無償で貸してイベントホライズンがそこが例えば月100万円で貸したっておかしくないわけですよ。つまり、営利目的でやる可能性だってあるわけですよ。あるいは先ほど申しましたようにどのような人が入ってくるかも分からん、やはりそこはきちんとチェックせんといけんと思うんですよ。それで入るとこはどうですかといったら、そこは住所も何も分かってない。どういう会社かも言えない。企業秘密が多い。それでは話しにならんのですよね。そこで転賃借の点、もう一点ね。契約、どのような契約を結ぶ予定なのか、そこは分かっているんですか、そこを教えてください。あとこれ借家法の適用はあると思いますけど、土地をわざわざ貸さなきゃならん理由というのはまだ分からないんですよ。建物だけ貸せば済む話しを、なんで土地まで、しかも転借人まで入れて貸そうとしよるわけですよ、これ議会の議決要りませんから、本当だったらそれは必要だったらこれ一体としてせんとだめですよ。先に建物だけ貸しといて後で契約します。土地は契約しますなんてあり得んでしょう。一体じゃないからできるんでしょう、これ佐伯市の重要な財産ですよ、あそこ行きましたけどもものすごくいい所ですよ。それをわずか20万円ぐらいで、年間20万円ぐらいで貸すんですか。そこをお答えいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。まず、転賃借の部分であります。先ほどもちょっと答弁をいたしましたけども、議員の御指摘のとおり、心配な部分は十分理解できますけれども、本来この件につきましては、大分県の企業立地推進課の紹介がきっかけとなってこういった結果になっているわけでありまして、こういった県が中に介しての、こういった企

業誘致という部分はなかなか条件的にも折り合わなければかなうものではありませんけども、そういった点が、県が中に入って十分指導をいただいたといった観点から私どもにつきましては、土地、建物についての貸付けについていろいろ協議検討をした経緯がございます。借地借家法の関係につきましてもですね、ちょっと申し上げましたけども、建物については、この適用を受けないというふうに、適用をですね。建物ですね、土地につきましても先ほども言いましたように、建物は所有を目的としていないという部分が適用がないんじゃないかならうかということでもありますので、若干時間がない中でばたばたした部分がありますけども、そういった考えで私どもは、定義しているところであります。契約の相手につきましては、イベントホライズンでありますけれども、その先の和久議員が心配する部分も十分想定できますので、それにつきましては、締結時にですねその部分の指導はしておきたいと、していきたいと考えております。あくまでも企業誘致という大前提のもとにこの交渉を含めてやってきた経緯がありますので、その点を十分御理解いただきたいというのがあります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 再々質疑です。今、県の指導だからと言ってますよね、だからそこが心配なんです。県のいうとおりにやってきたらどうになりましたか、これ住所全然違うところだったわけでありまして。それを書いたらこれももう契約は成り立たんですよ。そうでしょ。何が基本かなんですよ、つまりじゃあ県のいうとおりにしました、そしたら暴力団が入ってきて、そこは絶対動かんよということになったときですよ、県が指導しましたから私たち知りませんで済みますか、これは佐伯市の重要な財産だから言いよるんですよ。市民が売却しようと思ったらできるわけでしょ。それをただで貸そうと、あるいは極めて安いお金で貸そう、それにはそれなりの理屈があると思うんですよ。そしてそこに最後にお聞きしますけどもこれ本当に企業誘致なんですか、つまり企業誘致の補助あるいはほう助、その条例に従っているんですか、そこをお聞きしたいと思います。もう一点その土地を本当に貸さなきゃいけないんですか、そこもお聞きしときたいと思います。確認してください。確認の答をいただきたいと思います。これから踏み切るわけですからね。そしてこの会社内容というのをですね、調べる方法っていうのはないんですか、つまりね途中で参加した企業でしょう。企業誘致を県が働きかけてきたときには存在しなかった会社なんですよ。それがいつの間にか、調査する段階で入ってきたわけですよ。そこに転賃の契約を結ぼうとしよるわけですよ。その契約は転賃の契約というのはこれは内容は知らないんですよ。そこを確認しときたいと思います。つまり転賃借契約は佐伯市が関与してやるんですかと聞いとるんです。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず、テクノソリューションズの方ですか、基本的にはですね、県の方から話しがあったのは6月の下旬ぐらいでした。現地を見に来るまでの間にですね大河平社長と両方の社長ですね仕事上で会社を開ける前から一緒に仕事をしていたという、新しく立ち上げる前ですね、協力体制で仕事をしていたということもあると思います。こうした小さなソフト会社といいますのは、何て言いましょう、それぞれ関連しあってまして、それが会社であったり個人であったりするわけなんですけども、イベントホライズンの東社長の方が6月に県の方にですね大分県での立地を、可能性について探っておりましたときに一緒にそのころには仕事をしていたと思いますけれども、7月に新しく会社を立ち上げた。その後8月になりましてですね両方の会社の社長が現地調査に県内を一緒に回っていたとい

う状況があります。設立したのは7月24ですね。企業誘致の時の優遇条件といいますが、基本的にはですね雇用が発生しないと優遇条件というのはありません。ですからこのイベントホライズンにつきましても、テクノソリューションズにしましても当面は新規の雇用はありませんので優遇条件というのではないわけです。その中でですね少しでも佐伯に立地を図りたいということで、今回の働きかけをしていったわけです。よろしいですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。まず土地の関係でございますけれども、先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、建物の底地についた部分と駐車場については、市の算定基準に基づきまして徴収するというので、これは企業側とも話し合いの中でそういういった形で話しができたわけでありまして、基本的に企業誘致という観点がございます。あるいはその建物につきましては補助金適化法の関係で若干緩和された部分もございまして、土地につきましてはそういったこともございましたので相手との交渉の中でそういう形になったというふうな状況でございます。したがって、建物と土地につきましては、契約書を別にしまして契約を締結したという形でございます。議員がおっしゃる部分は十分分かるんですけども、土地につきましては先ほどもちょっと繰り返しお答えしておりますけれども、この道路だけを使ってこの建物の中に入るんだよという部分の指定、特定しておりませんので、地域住民と共有する部分だという取り上げ方の中で、その部分についての使用料等の算定はしておりません。基本的に建物に付いた土地という取り上げ方をしております。由布市のような考え方を私どもしておりませんし、市の物件について貸し出す場合は土地と建物という算定の基準がございますのでそれにのっとって話を進めていったということでございます。

議長（小野宗司） 和久議員の議案質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

はい、後藤議員。

1番（後藤幸吉） 今の件に関連して、質問します。当初は前回の説明会の時には、地元の矢野哲丸議員、吉良栄三議員からも協力していただいたというような話もありました。少しでも地元のためになるのであれば、ということで賛成するつもりでございました。それであまり自分では調査はしておりません。ただ、その5年間を貸すということになると、大きな建物の場合は普通かなりの維持費が掛かると思われます。金だけで言えばそういうことになる。それはどのぐらいか予想されないのでしょうか。それと後から来る企業それは私たちが今現在は、知らないわけでありまして、その、それこそまだ土地を欲しいと、何社も来ることになると、土地までいると軒を貸して母屋を取られるようなことも考えられます。それと不安なのが先ほどから議会に出す書類としては、極めてとりにくい書類であります。それで二つお尋ねします。5年間でどのぐらいのあれが予想されるのかまるっきり市の管理費は要らんのか。それともう一つ、今のような住所もはっきりしないような書類で議案をこのまま出すのか、取り下げる意思はないのかをお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず管理費についてですけど、これは基本的には、賃貸借契約の案の中にありますとおりですね、善良な管理者の注意をもって、貸付物件の維持管理、

維持保全に努めるものとする。というふうになっておりますので、ほとんどのものはこの中に、適正な維持管理といえますが、この中に含まれると思います。役所が出費するとなりますと、例えば電気が止まった、水道が出ない、壁が落ちたといったようなことになるかと思いますが、これちょっと予測が不可能ですが、それ以外、今のところはですね、現在のところは市の管理としては、草刈り、それぐらいだったんですけどもそれも企業側にやっていただくということになっておりますので、基本的には市の方でここに要する管理費用というのは発生しないのではないかとはいえます。ただ、建物は今30年たっておりますので、何とも言えないなあというところがあります。それから、こうした企業がですね、幾つも会社が、相互に関連し合ったり、業務を分け合ったり、分割して一つの仕事をしたりというふうなことがありますので基本的には今のイベントホライズンがですね、宇目の方に定着していただいて、いい仕事をして、関連企業をですね少しでも呼んできていただくというのが一番望ましいわけなんですけども、この企業の今後の仕事の状況によっては、こういった企業が入ってくるかはまた、微妙な影響が出てこようかと思えます。ただそうした企業が入ってくるにしても、市の方の承認を受けないで使用権を第三者に譲渡することはできませんし、新しく転貸する場合には議会にもかけますのでその際にも私たちが議会に提案する前にですね、基本的にはその会社を調査、先ほど和久議員からもきつく言われましたけども、調査をきちんとしてですね、上程していきたいと思えます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 自分で、ひとりの議員として判断をするときに、非常に難しいんですよ。企業が、せっかく県からやってもろうとるんじゃから賛成したいと、ところがあなたたちを疑いよる。その、今議案を出すか出さんかはあなた答弁せんじゃったけども、あなたたちを信用できんのよ。そういう書類を出しちゃって、あなたたちが取り下げの気がないんかと言いよるんです。書類としては不十分でしょ。責任を持って出せる書類ですかって言いよるんです。そのまちごうとる。それをあなたは責任を持って出せるんですかと言いよるんです。それともう一つですね、先々こういう書類を作っていく段階で私たちが今日判断をして通ると、そうしたとき将来、いろいろな問題が発生したときには執行部だけじゃないよ。議会も賛成したよということになる。議会に責任分担させよるような感じがしますからお尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大変重要なことを忘れておりました。これまでですね、県との信頼関係を保って一生懸命やってきたつもりです。地元の方にも一生懸命やっていただきましたし、地元の議員さんにもですね真剣に動いていただきました。それがですねこうした表記上の間違いといえますが、私のチェックのミスといったところでですね、台無しになるという事態になってますけれども、大変これは申し訳ないことだと思っております。きちんと一語一語ですね、チェックすべきであったというふうに深く反省しているところです。ただ、だからといってですね、この議案を取り下げるといふつもりは毛頭ありません。

議長（小野宗司） 後藤議員の議案質疑を終わります。

ほかに御質疑ありませんか。

はい、清家議員。

25番（清家好文） あの先ほどから議論になってますけど、本来これ無償といたら、法律用語

で言ったら使用貸借なんですね、無償といたら、それで和久議員も言ったように、建物だったら建物を貸せばいいわけです。底地は一体化してますんでね、であれば私のこれ質問ですけれど土地を無償で、底地を無償で貸すということできないのか、これだけです。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。土地の関係で、底地の部分を貸せばいいんじゃないかと、失礼しました。土地はいいんじゃないかということですけども基本的に、私どもが通常の市有物件を賃貸借するときには建物と土地に対しまして規定がございますので、それに基づいて相手方と話を進めていくわけでありましてけれども、今回の建物につきましては、企業誘致という観点から無償という形をとったわけでありまして、したがって土地については、話しの中でこちらの方から、財政的な部分もございまして、話を進めさせていただきました。市有財産の利活用につきましては随分議員の方から指摘もされておりますし、私どもも今後の扱い方についても今、随時検討しているところでございます。遊休資産とまではいかないまでもですね基本的、市有財産につきましては有償であるという大前提のもとに話を進めた経緯がございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） あの部長ですね。もともとこれ無償ってということは、企業誘致が主な目的ですからね、私はその箱物、上物だけじゃなくて、下も無償で貸すのが本来の姿だと思うんですよ。それであくまでも駐車場の部分は別途だと考えるのであればね、駐車場は有料でいいと思うんですよ、なぜそういうかという、先ほど借家法うんぬんで言ったんですけど、無償であればね借家法の適用はないと解釈してですね、正にそういう一般的にはそういうもんですわ。それを底地をもし、有償にした場合、建物と底地というのは一体化してますんで、借地借家法の適用がある可能性があるわけです。ものすごく今話しをみると、怖さがあるのよ。ああそういうことな、といったときにね。むしろ無償であれば、いつでも契約解除できますよという感じになりますよね。借地借家法の適用はないから、その危険性をあえて言うわけなんですよ。もともと企業誘致をするために一生懸命働いているわけですから、今いう遊んでる土地を無償で貸して来てもらうというのが目的ですからね、そこまでこだわる理由というのは無いと思うんですよ、土地の部分ですよ、底地の部分を言いよるんですよ私は、一体化した建物を無償で今回貸しますよということで今回、議会にかけておる。これ無償だから、議案になるから、という案件になってますからね。そこをね、今別途今契約すると、私も今見てないけれど、土地の契約書を、契約するのであれば、別途ですからね、これは議会にかけるとると違うですから、そこを改めてもう一度検討すると、自らの判断ができないのであれば、専門家にですね、ちょっと問い合わせたほうがいいかと、私はもう底地は無償でいいんじゃないかこう思います。もう一度最後答えてください。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。土地の関係でございますけども、現時点では私どもの事務をつかさどる管財係としましては、そういった土地、建物の貸付の基準がございますのでそれに基づいてということで、現時点では対応していくという考えでございます。ただ、議員が御指摘のように駐車場の部分についてはという話しもございましたけどもその点は十分事前に内部でも協議検討してまいりました。相手方との話しの中でですね、御理解いただいたというふうにとらえております。そのほか、借地借家法につきましては、議員御指摘の

とおり、もう少し建物の方も専門家にお知恵を拝借する中で検討してまいりたいというふう
に思います。

議長（小野宗司） 清家議員の質疑を終わります。

ほかに御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第131号から第134号まで、以上4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定に
より、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第131号から第134号まで、以上4件につきましては、委員会付託を省略する
ことに決しました。

日程第6 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第6、討論、採決を行います。

まず、議案第131号、佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題
といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号、佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
を議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第133号、佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といた

します。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員の高司政文です。私は議案第133号、佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について反対の立場から意見を述べたいと思います。まず反対の第一の理由は、この議案のもとになっている人事院勧告自体が問題であるということです。人事院は、自公政権の総人件費抑制政策のもと、まともな検証をぬきに引き下げをを勧告し、政府もそのまま実施しています。地方分権といいながら給料だけは国に準じて改定するのもおかしな話です。反対の第二の理由は、佐伯市の経済活動を更に悪化させるということです。給料引き下げの総額は、期末手当、勤勉手当合わせて6,878万3,017円と聞いています。月々の給与減額の部分65万5,000円を合わせると約7,000万円になります。その分消費支出の減少を招き、年末商戦を控える様々な業者に跳ね返ってきます。公務員の更なる給与引き下げが、民間業者の賃金引き下げとつながっていくことは否定できません。現在の日本経済で必要なことは、消費支出の7割を占める個人消費の拡大であることは明らかであります。ところが大儲けを続ける大企業は非正規雇用を拡大し、賃金を引き下げ、失業者を増やすばかりです。やるべき事は、雇用は正社員は当たり前にし、賃金は時給最低1,000円にするなどして、民間給与を引き上げ、個人消費の拡大につなげることではないでしょうか。最後になりますが、この間職員の不祥事が続いておりますが、職員自身も市民全体の奉仕者であることの原点に戻って市民の立場に立ち、市民に信頼されるよう努力をしていただくことをお願いして、反対討論とします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終結いたします。ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第134号、財産の無償貸付けについて（旧小野市中学校校舎）を議題といたします。

御意見ありませんか。

はい、吉良議員。

27番（吉良栄三） 27番、吉良でございます。この議案134号につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。討論の前に、一言執行部におかれましては、この議案を上程した後に議員の方からいろいろとですね、あれこれ聞かれずに提案できるような体制をとっていただかないとこの提案をしてから、あれはどうか、これはどうかと聞かれるようなことでは、提案としては非常にまずいのではないかと、きちんとしたものを持ったうえで提案をさせていただきたいと思っております。この134号の無償貸付けの件につきましては、今年の夏に実は企業の方が、算入したいということでお話をさせていただきまして、その当時、由布市の方と、又、この佐伯市の方に候補として考えているというふうなお話をし

ております。その中で、地元に来ていただきまして、いろんな折衝をしていただきまた、職場としての環境を見ていただいた上で、佐伯の方でやっていきたいというふうに決まったとそういった経緯があります。全国的に各自治体ともこの企業誘致という件に関しましては、沢山の企業誘致活動をしております。その中で例えばこういったIT関連企業また、コールセンター等、そういった場所を問わない環境の良い所で、仕事ができるそういったものを全国的に企業誘致として各自治体が発信をしています。今回この佐伯市におきましては県の方からこういった話しが、逆に来たということで一つのきっかけになったというふうに思っております。そういった経緯もある中で、地元で説明会等もしてきましたし、企業とも県それから市の担当者とも話しをしていく中で地元にも企業の方も腰を据えた場合は、定住すると、住んで地元の活動等にも参加していきたいというふうにお話を聞いております。そういった流れの中で、地元の説明会も開きました、マスコミ等にもこの件につきましては報道されております。その中で今回この佐伯市議会がこの件に対して、仮に反対という判断をした場合、ああ佐伯市はそういうのが受け入れない体制だなあというふうな、今日マスコミの方も来ていますがそういった部分も懸念をされるわけでありますので、どうかこの今回の佐伯市に、宇目に学校跡地利用に関しましては今後の企業誘致の足掛かりとして、期待をするものとして、賛成をしたいと思っておりますので議員各位の御賛同をどうかよろしくお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

はい、和久議員。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。反対の立場から意見を述べたいと思います。もういろいろと質疑していく中で、大体明確になったから詳しいことは申しません。ただ、先ほど出てきた言葉の中にですね、企業誘致条例にのっとってないということですね。つまり新しい雇用があるときに適用があるんで、こういう場合適用にならないということですね。じゃあ優遇措置をなぜ設けたのか、無償で貸すようなことをどうしてするんかということになってくるわけですね。それがまだ十分な説明ができてないということですね。それに加えて問題なのが、これを認めるとほかの例も皆そうなるわけですね。例えば津久見市におった会社が佐伯に入ってくる。その時に同じようにここ同じようにやっとならぬかと、私もここで働きたいと企業は新しい雇用がありませんといったときにどのようにするかですね。そういう前例になってくるわけですね。つまり、どのようにしてどういう根拠でこの措置をとるのか、そこがまだ明らかじゃないということ。そしてさらに無償で貸すと正に使用貸借なんですね。それでいいじゃないかということなんですよ。つまり使用貸借であれば議会にかかる必要もないわけですよ。うまくそれを受け入れることができる、そのところがやはりきちんとできてないんじゃないかと。そして特に土地が再度普通の建物だけじゃなくて土地まで必要だと、土地まで必要というのは一体なぜなのかと、恐らくこれ初めての例じゃないかと思うんですよ。私はこれから調査せんといけんのですけども本当にそうなのかどうか、この土地抜きで貸してる所はないのかどうか、それを見て調べていきたいと、まだ現時点では、私は不安感ばかりが残っているということですね。そしてさらにその手法として、新しい企業をどんどん受け入れるという、その受け入れる手法として転貸借という手法を用いてこれがまた問題なんですよ。つまり転貸借というのは、ここでは明確に出てきません。借主の自由に任されていきます。つまり内容はどのような内容なのか、その貸すこと自体が

営利になってくる可能性だってあるわけですよ。そういうものがきちんと整理されないまままきています。もし、本当に佐伯市が企業誘致したいんだったら、例えばあの小野市中学の建物をきちんと整備して一部屋ずつただで貸します。ここに皆さん来てください。IT関連の企業をここに誘致したいと言って全国に募集を掛ければ、来たいところはあるんじゃないですか。正に田舎に住みたいという人があればそういう方法をきちんと備えて、募集をするというのが本来だと思うんですよ。それがただ1社、借りたところの力を借りて、何が入ってくるか分からない状態でいいですよ、そこはちょっと企業誘致とは違うんじゃないですか。まさに工業団地を備えてそして募集を掛けていくのと同じように、ここに新たな募集の形態として、この学校を新しく改造してそして一部屋ずつきちんと貸していく、ここはただで貸します。管理費用はこれこれです、全部土地は別、というか駐車場も完備してますと、というような形でやる方がはるかに佐伯市のこれからの将来に役立つと思うんですよ。是非そのような形でしてほしかったと思います。まだ私は不十分ということで否決の立場から、意見を申し述べました。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

はい、矢野議員。

6番（矢野哲丸） 私もこの議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。これまでですね合併してまだ企業誘致ということは一件もされておりません。そうした中、企業が佐伯市に入ろうか、それも学校跡地を利用しようかというような企業が参入してくるということは非常に喜ばしいことだと思います。これまで説明、経過等については、それぞれ説明もあったとおりで地元としても大いに歓迎をしているところです。なおかつこの企業については社員は少ないけど、定住しようというような気持ちでこれから農業、林業の分野にも入っていきたいというようなことを申しておるような会社でございます。いろいろ契約関係については問題もあるようにもありますけど、本議案は、財産の無償貸付けということで提案されております。契約等については、これからになっていきますので、契約の内容等は、十分議員皆様方の意見等反映させる中で契約を締結してもらっていけばいいんじゃないかというふうに思います。ここでですね企業誘致、これがもし、つまりくようなことになれば、恐らく佐伯市、企業というのは参入してこないのではないかというふうにも思われます。何とぞこの合併して第1号になるかという企業誘致でありますので、議員皆様方の御賛同をいただきたいというふうに思います。どうかよろしくお願いします。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第131号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について		原案可決
第132号	佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について		原案可決
第133号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について		原案可決
第134号	財産の無償貸付けについて（旧小野市中学校校舎）		原案可決

日程第7 委員会提出議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第7、委員会提出議案の上程を行います。

委員会提出議案第3号、佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長、河野豊君。

議会運営委員長（河野豊） 議会運営委員長の河野豊でございます。

ただいま議題となりました委員会提出議案第3号、佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議会運営委員会を代表して提案理由の御説明を申し上げます。

議員報酬を始め期末手当等の額につきましては、本来それぞれの地域社会の実情等を勘案しながら、議員自らの責任で定めるべきものと考えております。

しかしながら、昨今の厳しい民間企業の経済情勢にかんがみ、平成21年8月11日に行われた人事院勧告の内容を踏まえ、我々議員においても、従前の扱いと同様に特別国家公務員に準ずる必要があるとの判断に至りました。

したがいまして、6月に支給する期末手当の支給率を1.60月分から1.45月分とし、12月に支給する期末手当の支給率を、1.75月分から1.65月分に減額する措置を講じようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、議案は各派代表の委員で構成する議会運営委員会の議決に基づき提出しておりますので、議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

平成21年第7回佐伯市議会臨時会上程議案一覧表

委員会提出議案

番 号	件 名
第3号	佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（小野宗司） これより、質疑を行います。

御質疑ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

委員会提出議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会提出の議案は、委員会に付託しない扱いになっておりますので、念のため申し添えます。

これより、討論、採決を行います。

委員会提出議案第3号、佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果

委員会提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 3 号	佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		原案可決

日程第8 会議録署名議員の指名

議長(小野宗司) 日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、御手洗秀光君、12番、清家儀太郎君、以上の2名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

本臨時会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、平成21年第7回佐伯市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午後0時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年11月30日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署 名 議 員 御 手 洗 秀 光

署 名 議 員 清 家 儀 太 郎